



質 疑 発 言 通 告 書

令和 8 年 1 月 14 日
午前 11 時 56 分 受 付
(通告書 2 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 8 年 1 月 14 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

発 言 事 項	要 旨	答 弁 者
1 議案第94号	つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会条例 (1) 事実関係について ア 事故の発生日時 イ 発生場所（委託先施設名） ウ 市が第一報を把握した日時 (2) 事故当日の流れについて ア 当日の男児の受入れ時の健康状態 イ 意識不明になった経緯 ウ 新聞報道では母親と幼児の2名で利用していたとあるが、容体が急変したときの状況 エ 幼児の施設利用時から病院へ搬送されるまでの時系列	担当部長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

発 言 事 項	要 旨	答 弁 者
	(3) 関係機関との連携について ア 国や県への第一報は、いつ誰がどのような手段をもって行ったのか イ 12月定例会議で市議会への第一報の報告は可能だったと思うが、1月7日となった理由 (4) 安全管理体制について ア 配置基準、資格及び当時の配置人数 イ マニュアルに当該状況は想定されていたか (5) 委託者である「つくば市の責任」について 市の管理及び監督責任 (6) 今後の対応について ア 当該施設への委託事業を継続しているのか イ 幼児及びその御家族に対し、どのような説明と対応を行ってきたのか (7) 第三者委員会の在り方と再発防止について ア 独立性の担保はどのように保つのか イ 他の事業委託施設への点検・指導方法 (8) 情報公開と市民への説明責任について 子育て世帯との信頼関係に直結しうる本件について、どこまでを、いつまでに、どのような形で、市民に説明するのか、市長の情報公開に対する姿勢	

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。